

富山県第 4 期障害福祉計画 (素案たたき台)

※本資料は、国の基本指針を本県の状況にあてはめて仮に試算したものです。

平成 2 7 年 3 月



目 次

I	基本的理念等	1
1	目的及び趣旨	1
2	障害福祉計画の位置付け	2
3	基本的理念	3
4	障害福祉計画の期間	5
5	区域の設定	6
6	障害福祉サービスの体系	7
II	平成29年度の数値目標の設定	10
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	11
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	12
3	地域生活支援拠点等の整備	13
4	福祉施設から一般就労への移行等	14
III	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	17
1	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	17
2	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量の確保のための方策	22
IV	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	26
V	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置	27
1	サービス提供にかかる人材の研修	27
2	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	28
3	障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進	29
VI	富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項	33
1	専門性の高い相談支援事業	34
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	38
5	広域的な支援事業	39
6	各種人材の養成	41
7	その他	42
VII	障害児支援のための計画的な基盤整備	43
VIII	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	47
IX	障害保健福祉圏域別の数値目標等	48

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、平成23年8月には「障害者基本法」の一部が改正され、目的規定や障害者の定義、障害者に対する「差別の禁止」に関する条文の新設等が行われました。

また、平成25年4月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、障害者の定義における難病等の追加や、障害程度区分から障害支援区分への改正、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等について段階的に施行されたところです。

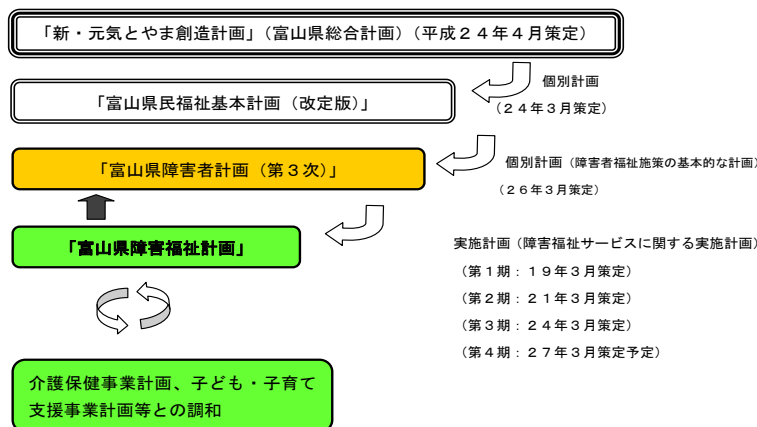
この富山県障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、これらの法整備や諸状況の変化を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成29年度末の数値目標を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。

2 障害福祉計画の位置付け

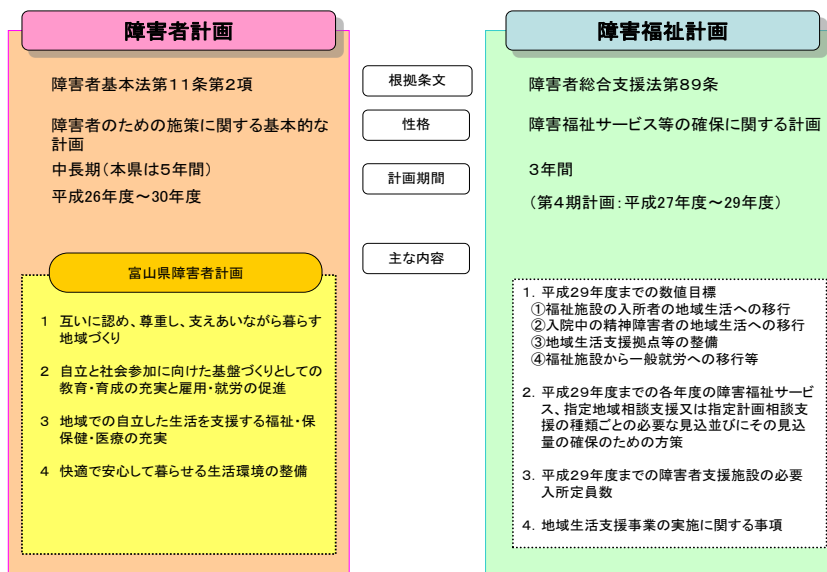
本計画は、障害者総合支援法第89条に基づく富山県の障害福祉計画であり、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国指針」という。）」に即して策定するものです。

また、**県介護保険事業計画、県子ども・子育て支援事業計画等との調和を図るとともに**、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成26年3月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。

<計画の位置付け>



<障害者計画との関係>



3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法や、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする障害者総合支援法の理念を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

引き続き、サービスの実施主体である市町村を基本とし、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって18歳以上の者及び障害児を対象とする一元的なサービスの運営、充実を図り、市町村への適切な支援を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

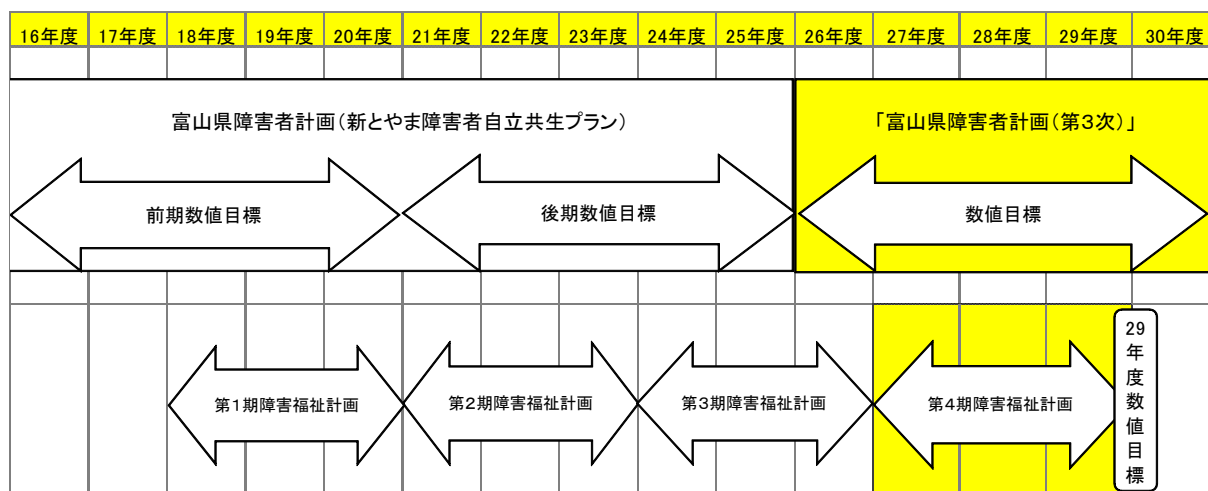
**(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題
に対応したサービス提供体制の整備**

障害者の自立支援の観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 障害福祉計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

平成29年度を目標年度として位置づけ、その目標年度（平成29年度）の数値目標を設定し、第4期障害福祉計画を策定します。



5 区域の設定

「富山県障害者計画（第3次）」で設定した障害保健福祉圏域と同一の4つの圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定し、障害者の生活に密接に関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス体系の整備を推進します。

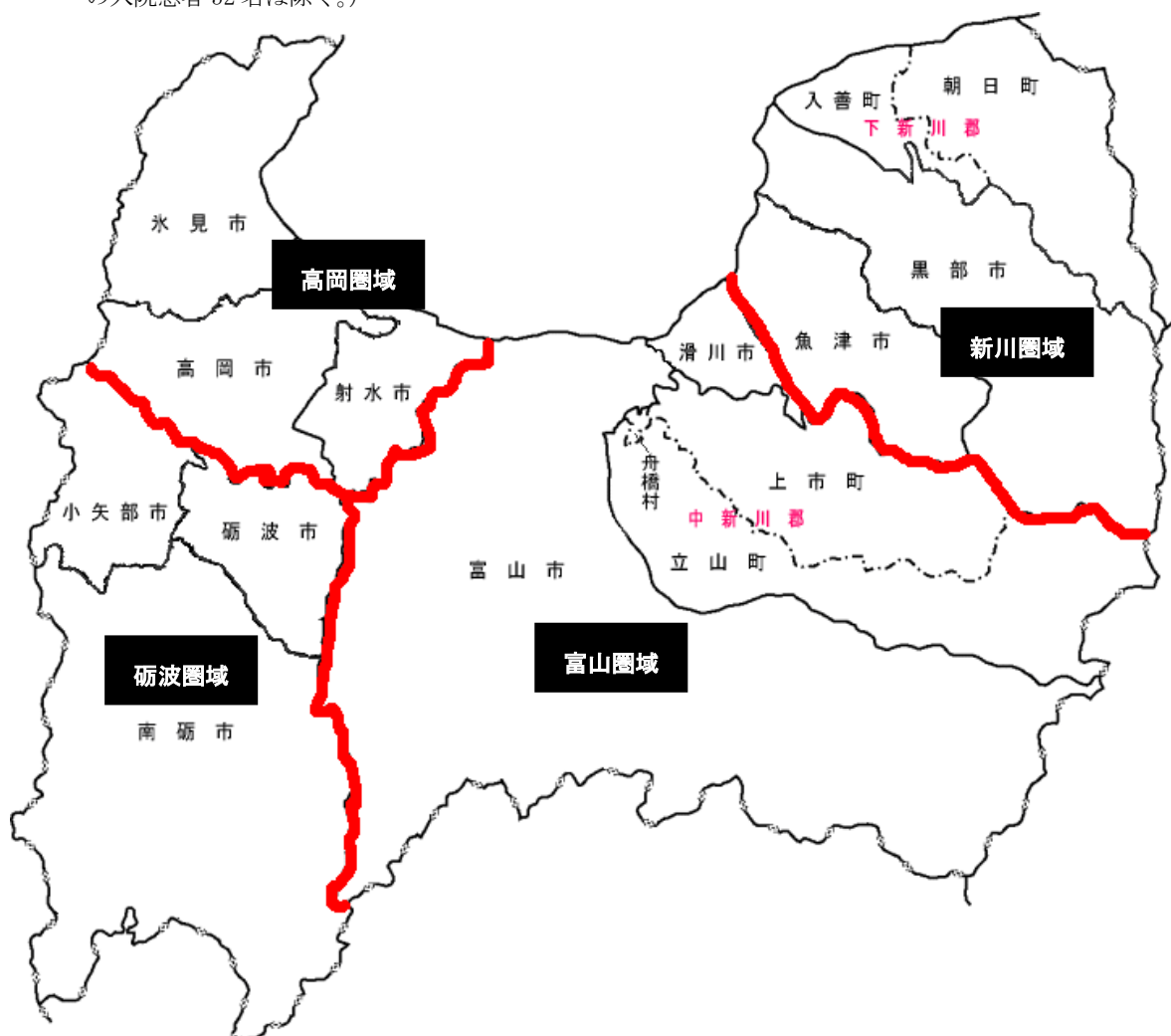
（単位：人）

圏域名	総人口	身体障害者 身体障害者 手帳 所持者数	知的障害者 療育手帳 所持者数	精神障害者		
				精神障害者 保健福祉手 帳所持者数	精神科病院 入院患者数	公費負担 通院患者数
富山圏域	502,806	24,861	3,389	2,532	1,239	5,095
高岡圏域	312,619	5,960	2,157	1,244	920	2,801
新川圏域	122,977	13,894	839	456	316	972
砺波圏域	131,668	6,359	1,027	656	404	1,223
県計	1,070,070	51,074	7,412	4,888	2,879	10,091

※平成26年3月31日現在（精神障害者の入院患者数及び通院患者数については平成26年6月30日現在）

※総人口は平成26年10月1日現在

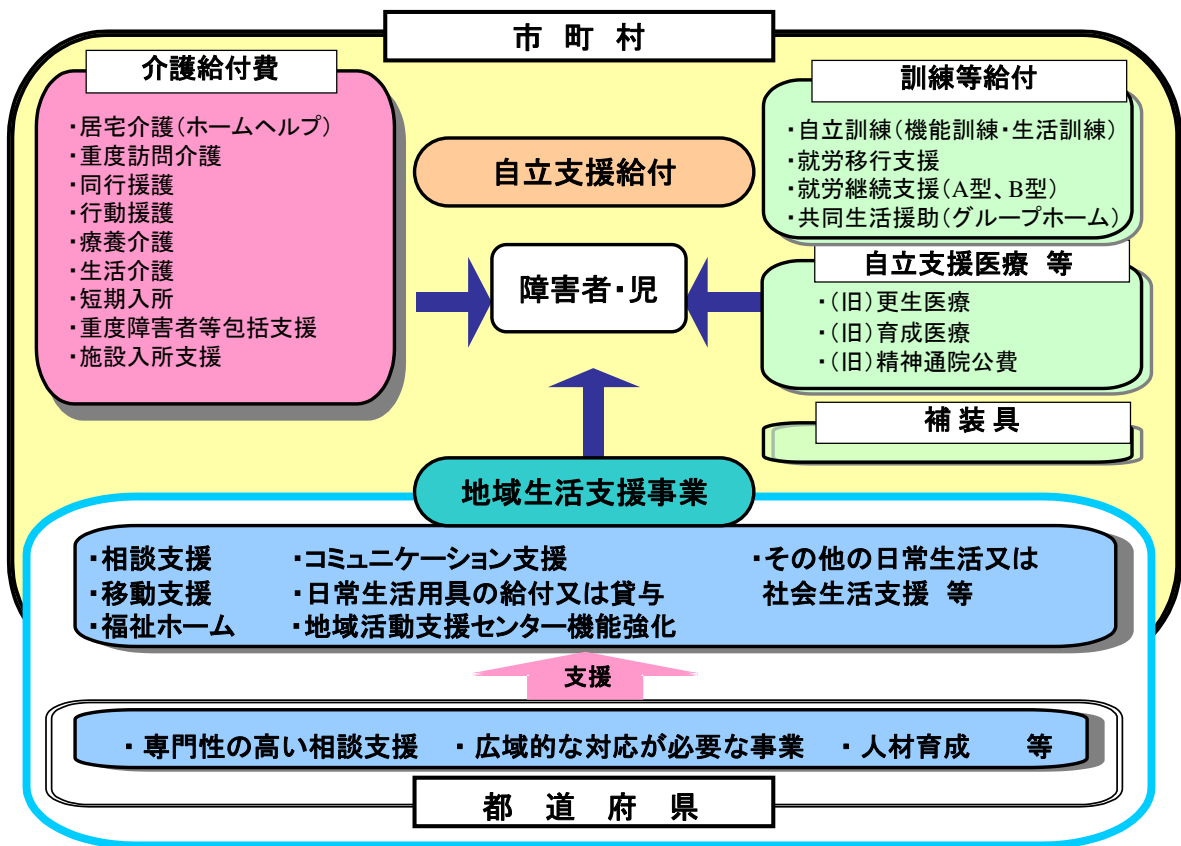
※「精神科病院入院患者数」については入院直前の住所地別の精神科病院入院患者数（但し、県外住所地の入院患者52名は除く。）



6 障害福祉サービスの体系

【障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像】

障害福祉サービス等は、個々の障害のある人々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

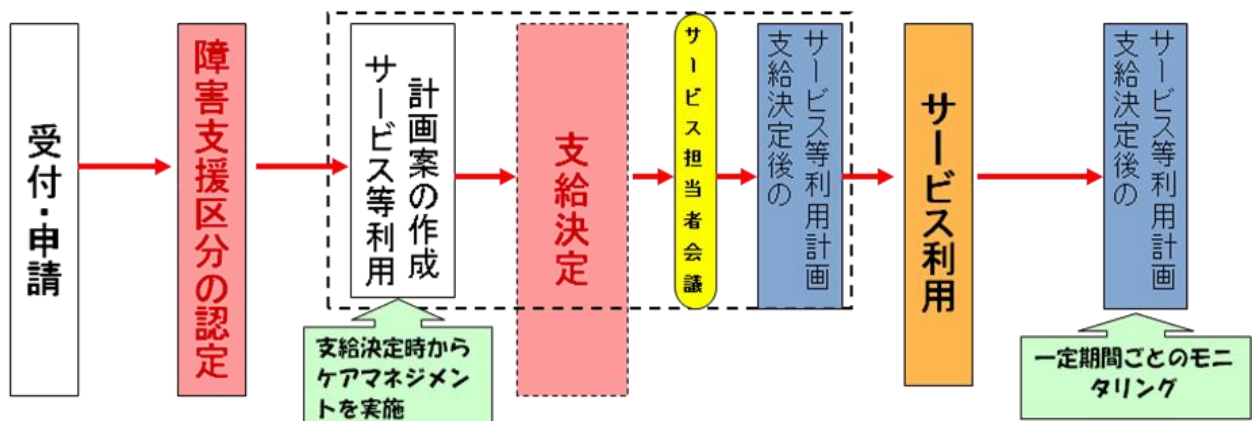


【サービス支給決定の流れ】

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。

また、支給決定後のサービス等利用計画の作成、及びサービス開始後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給します。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成します。障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成します。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



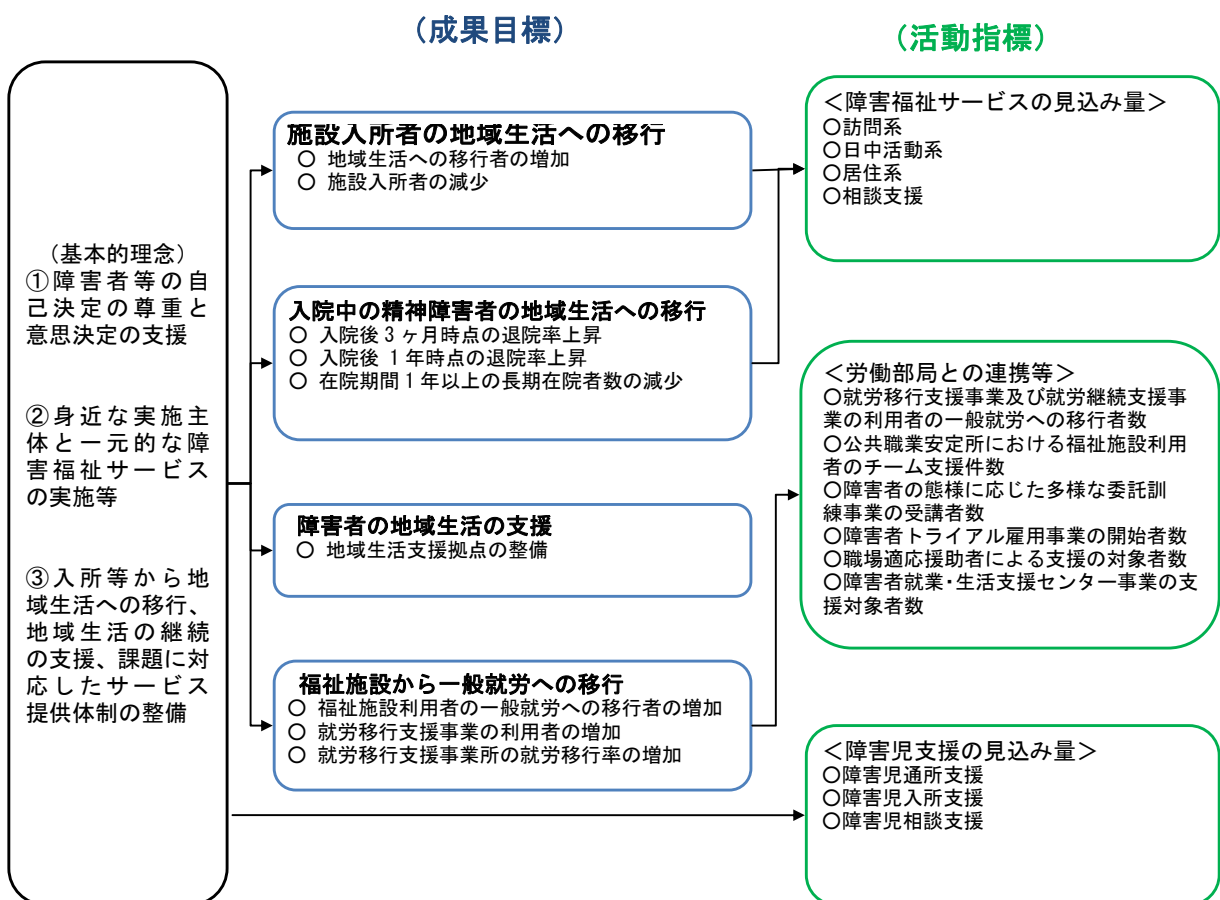
〈指定障害福祉サービスの種類と内容〉

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の実施	訪 問 系 サ ー ビ ス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援の実施	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援の実施	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施	
介 護 給 付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話の実施	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の援助の実施	サ ー ビ ス 居 住 系

II 平成29年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、各市町村により設定された目標値を踏まえて、次に掲げる事項について成果目標を設定します。また、これらの成果目標を達成するため、労働部局との連携に関する事項や、後述する障害福祉サービスの見込み量等について活動指標を設定します。

〈成果目標と活動指標の関係〉



1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本県では、第3期計画において、地域生活への移行者数が、平成17年10月1日現在の施設入所者数の約27%となり、国指針（第3期：3割以上）をやや下回る見込みですが、施設入所者数については、国指針（第3期：1割以上）を上回る約13.7%の減少となる見込みです。

今回、国指針では、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とするとされています。

第4期計画においては、地域生活への移行を引き続き進める観点から、国指針を踏まえて約12%が地域生活へ移行するとともに、あわせて平成29年度末の施設入所者数について、約4%の減少を見込みます。

項目	第3期計画値	H26実績見込(H27.4)	試算値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者数 (A)	1,620人 ※平成17年10月1日現在	—	1,395人	福祉施設※1に入所している障害者
【成果目標】 地域生活移行者数 (B)	486人	440人	168人	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行※2する者の数
新規利用者数 (C)	251人	218人	112人	
平成29年度末の入所者数 (D) (A-B+C)	1,385人	1,398人	1,339人	
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-D)	235人	222人	56人	平成29年度末段階での減少見込数

※1 障害者支援施設

※2 住まいの場を施設からグループホーム、公営住宅等へ移すこと

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域移行について、第3期計画においては、1年未満入院者の平均退院率を75%とするとともに、高齢長期退院者（5年以上入院かつ65歳以上の退院者）数を11人/月とすることを目標としました。平成20年度から平成25年度までの各年度平均退院率は年によって変動があるものの、70%を超えた年度が4回あり、6か年平均で71.3%となっています。

今回、国指針では、入院中の精神障害者について、新たに、平成29年度における入院3ヶ月時点の退院率を64%以上とし、入院後1年時点の退院率を91%以上とするとともに、平成29年6月末時点の長期在院者数（入院期間が1年以上である者の数をいう。以下同じ）を平成24年6月末時点から18%以上削減することを基本とするとされています。

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、国指針に即して、平成29年度における入院3ヶ月時点の退院率を64%、入院後1年時点の退院率を91%とするとともに、長期在院者数を平成24年6月末時点の2,209人から18%以上削減することを目指します。

項目	基準	試算値	考え方
【成果目標】 入院後3ヶ月時点の退院率	H25 60.6%	64%	平成29年度において、ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した者の割合を定める。
【成果目標】 入院後1年時点の退院率	H25 84.8%	91%	平成29年度において、ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合を定める。
【成果目標】 長期在院者数	H24 2,209人	1,811人 (18%)	平成24年6月末時点の状況を基準とし、平成29年6月末時点における入院期間が1年以上である者の数を定める。

【参考 第3期計画目標値】

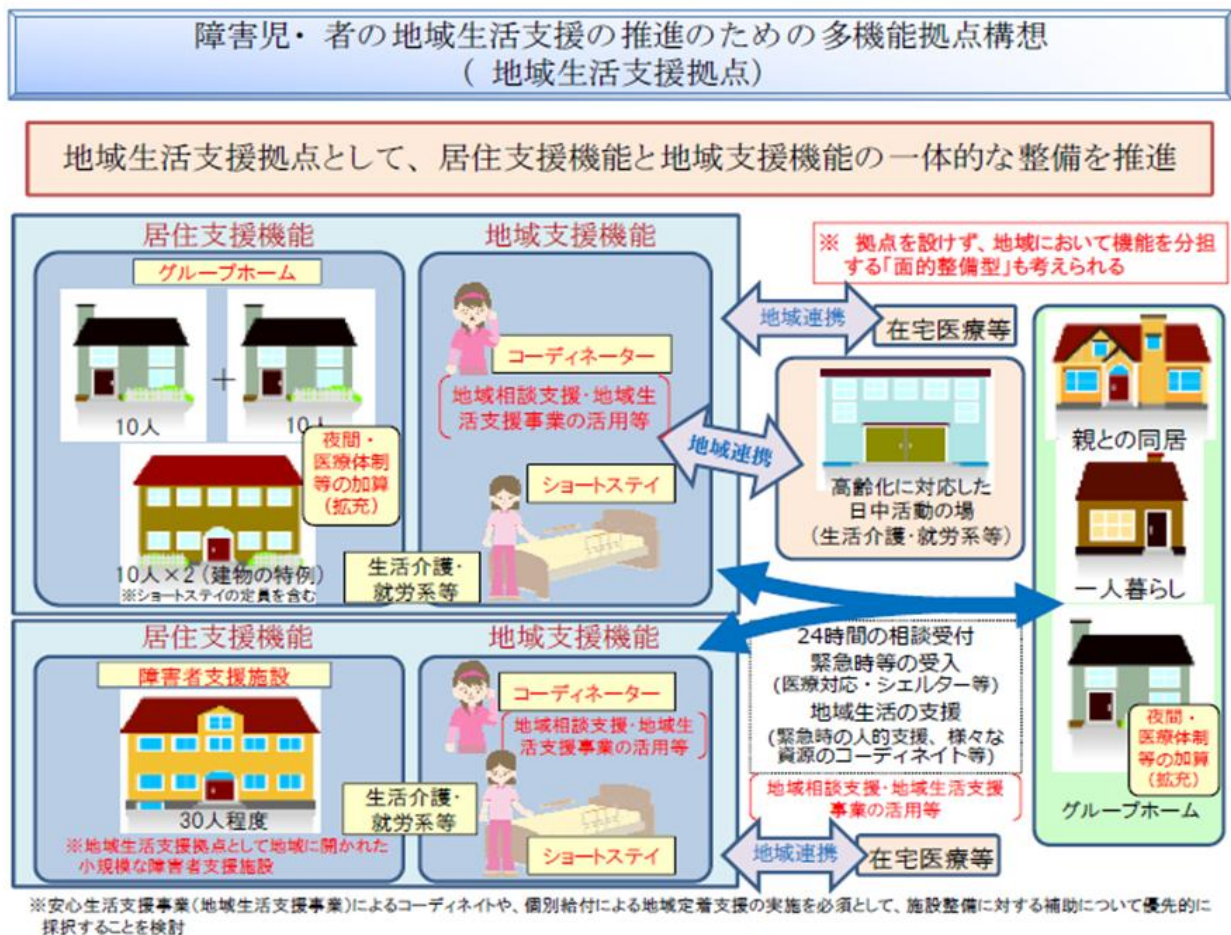
項目	基準	H25実績	数値	考え方
1年未満入院者の平均退院率	H19 69.7%	69.6%	75%	平成19年6月30日時点を基準とし、平成27年6月30日時点における平均退院率を定める。
5年以上入院かつ65歳以上の退院者数	H23 9人/月	7人/月	11人/月	平成23年6月30日時点の状況を基準とし、平成27年6月時点における退院者数を定める。

(参考：平成20年度～25年度 平均退院率71.3%)

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現が求められています。

こうしたことから、国指針を踏まえ、居住支援機能（グループホーム、障害者支援施設）に地域支援機能（ショートステイ、コーディネーターの配置等）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）、もしくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所整備することを目指します。



4 福祉施設から一般就労への移行等

国指針では、平成29年度中に福祉施設から一般就労する者等の数値目標として、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とするとされています。

また、第4期計画においては、これに加えて、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末から6割以上増加すること、平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされています。

本県では、第3期計画において、平成26年度において120人が一般就労に移行することを目標としましたが、社会情勢の影響等もあり、平成25年度で年間97人の実績となっています。

第4期計画においては、就労支援に係る施策の一層の充実を図るとともに、国指針に即して平成24年度に福祉施設から一般就労した人数（97名）の2倍以上が一般就労することを目指します。

また、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度において、平成25年度実績から6割以上増加することを目指すとともに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となることを目指します。

項目	H24	第3期計画値	H25実績	試算値	考え方
【成果目標】 一般就労移行者数 (年間)(A)	97人	120人	97人	194人	平成26年度において福祉施設※3を退所し、一般就労※4する人の数
【成果目標】 就労移行支援事業 の利用者数	163人	277人	197人	316人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
【成果目標】 事業所ごとの就労 移行率	—	—	—	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

※3 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

※4 企業等に就職した者（就労継続支援（A型）の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、自ら起業した者

また、この成果目標を達成するため、国指針に即して次の活動指標を設定し、福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めます。

項目	第3期 計画値	H25実績	試算値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	- 人	- 人	人	就労移行支援事業及び就労継続支援の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数	- 件	- 件	件	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業者等と公共職業安定所のチームによる支援件数
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	36 人	0 人	人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数
障害者トライアル雇用事業の開始者数	60 人	16 人	人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者数	60 人	33 人	人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援対象者数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	120 人	4 人	198 人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

※「公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数」、「障害者トライアル雇用事業の開始者数」、「職場適応援助者による支援の対象者数」については、労働局等とも協議のうえ設定します。

県では、これらの目標を実現させるための取組みとして、県教育委員会、労働局や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携・強化を図りながら、一般就労への移行の支援に積極的に取り組みます。

また、各事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて国や関係機関などに対しても要望を行います。

【国指針】福祉施設から一般就労への移行等

＜成果目標＞

- **一般就労移行者数**
平成29年度中に一般就労へ移行する者の目標値として平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
- **就労移行支援事業の利用者数**
平成29年度末の利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。
- **就労移行支援事業所ごとの就労移行率**
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

＜活動指標＞

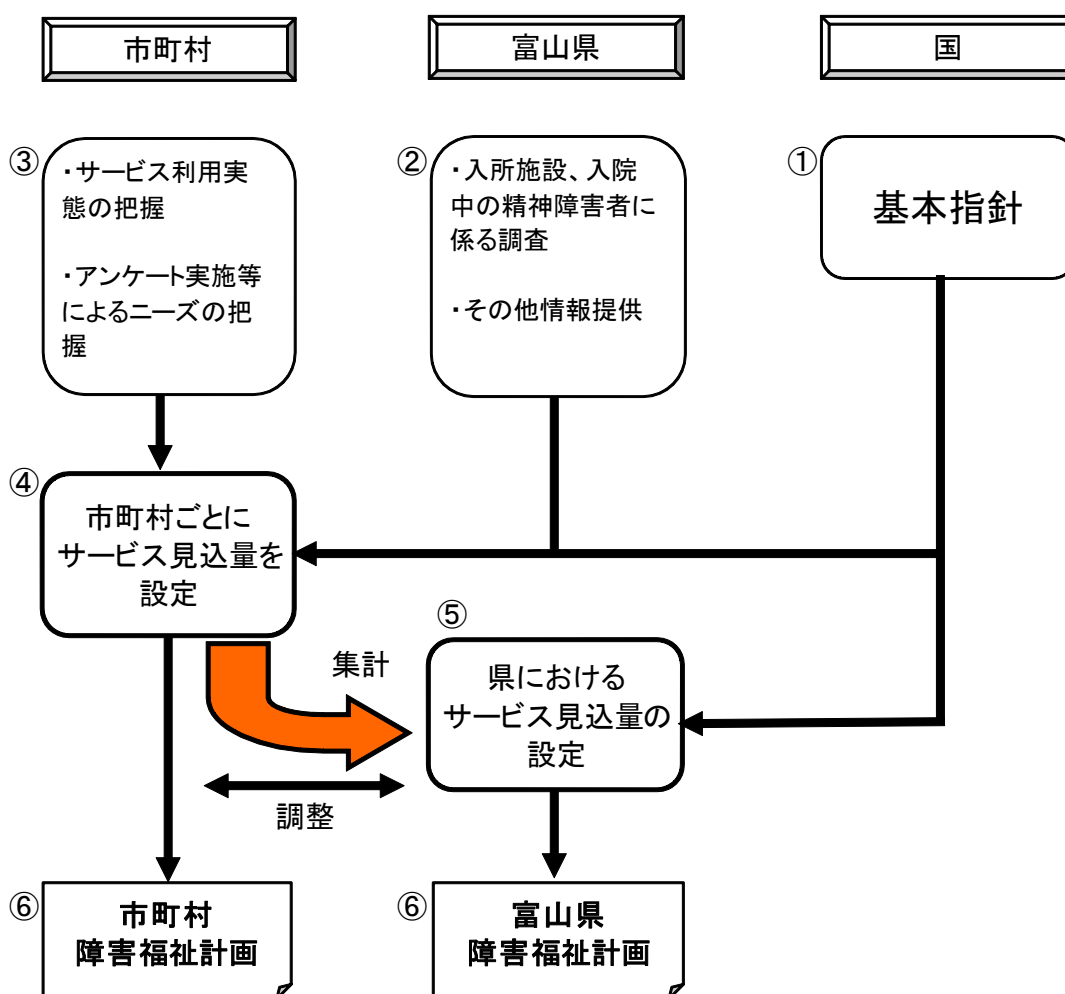
- **就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数**
平成29年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。
- **公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数**
平成29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう、支援件数の見込みを設定する。
- **障害者の態样に応じた多様な委託訓練事業の受講者数**
平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態样に応じた多様な委託訓練を受講できるよう受講者数の見込みを設定する。
- **障害者トライアル雇用事業の開始者数**
平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう開始者数の見込みを設定する。
- **職場適応援助者による支援の対象者数**
平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができるよう対象者数の見込みを設定する。
- **障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等**
平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する全ての者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。

Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積上げたものを基本としながら、各サービスの必要量を見込んでいます。

【見込み量算定イメージ】



① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、障害者支援施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することなどにより、利用者数や利用量は増加する見込みです。

なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び見込み量を定めています。

また、重度訪問介護については、平成26年4月1日からサービスの対象が重度の知的障害者・精神障害者に拡大されたことを勘案して利用者数及び見込み量を定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
	居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護、 重度障害者等 包括支援	利用者数	人	542	606	689		
利用量		時間分	10,354	11,532	12,425			

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障害者や、特別支援学校高等部卒業生など、日中活動の場として、新たにサービスを利用する者が増加することから、利用者数や利用量は増加する見込みです。

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
	生活介護	利用者数	人	2,271	2,315	2,347		
利用量		人日分	42,464	43,557	44,285			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	38	22	28			
	利用量	人日分	787	396	497			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	168	156	188			
	利用量	人日分	1,840	1,813	2121			
就労移行支援	利用者数	人	163	197	225			
	利用量	人日分	2,783	3,406	3,976			
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	313	493	618			
	利用量	人日分	5,975	9,544	11,857			
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	1,605	1,645	1,773			
	利用量	人日分	28,089	28,710	31,315			

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

療養介護については、児童福祉法の一部改正等を踏まえ、平成27年度以降、重度心身障害児施設の18歳以上の入所者を利用者数として見込んでいます。

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
	療養介護	利用者数	人	249	247	247		
短期入所	利用者数	人	214	235	282			
	利用量	人日分	1,218	1,258	1,377			

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

③ 居住系サービス

施設入所支援については、施設から地域生活への移行を推進することから、利用者は減少する見込みです。

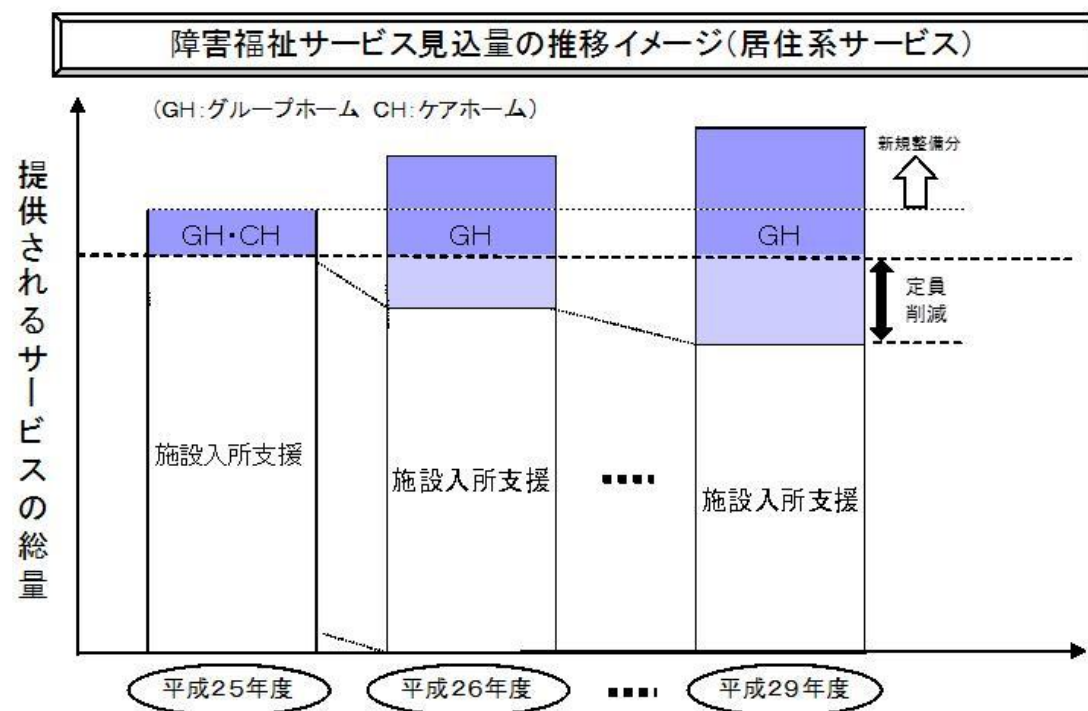
平成26年度より、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、従来の共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。共同生活援助のサービス利用者については、施設入所支援の利用者の減少に伴い増加していく見込みです。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	利用者数	人	1,399	1,384	1,398			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	646	694	726			

※24年度、25年度実績には共同生活介護（ケアホーム）を含む。

【サービス見込み量のイメージ】



※上記の図は単純化して例示したものであり、実際の推移とは異なる

④ 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、利用者数の見込みを定めています。

また、地域相談支援については、施設入所者の地域生活への移行者数や入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績見込)	27 年度	28 年度	29 年度
計画相談支援	利用者数	人	252	740	778			
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	1	5	13			
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	19	22	30			

※計画相談支援

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し 等

※地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 等

※地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談 等

2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量の確保のための方策

県は、国、市町村、関係機関、サービス事業者等と連携し、指定障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう必要な取組みを行います。

また、指定障害福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く制度の周知や広報を行うことにより、多様な事業者の新規参入を促進します。

(1) 地域移行の推進

- ・ 県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透し、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、啓発・広報活動や学校・地域における福祉教育を積極的に推進します。
- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や、外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携し在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。
- ・ 富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対する支援を図るとともに、高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進し、身近な地域で高齢者、障害児（者）、子ども等の区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービスの普及に努めます。
- ・ 地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・ 入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う各種行事を通じて、地域での交流・ふれあいを促進します。

また、まちなかの空き店舗や空き家等の既存の社会資源を積極的に活用し、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）の整備を促進します。

- ・ 障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援するとともに、障害者グループホーム等と有料老人ホームを併設し、異世代交流により、互いに相乗効果のあるケアが期待できる「富山型」シニアアパートの整備を支援します。
- ・ 施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害者の地域生活を支援します。
- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉の専門職のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等地域生活を支援する人材の養成を行うとともに、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の地域移行のための普及啓発を図るとともに、精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。
- ・ 病院の退院後は生活環境相談員が中心となり、地域のサービス事業者等と連携し退院を支援するなど、精神科病院に長期間入院している高齢の精神障害者が地域生活へ移行できるよう支援します。
- ・ 県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設（刑務所等）に入所する障害者等に対し、退所後に直ちに福祉サービスが提供され、地域生活を送ることができるよう、市町村、矯正施設、福祉施設等と連携して支援を行います。

（２）就労支援の強化

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。
- ・ 企業での障害者雇用促進に向け、法定雇用率未達成企業への指導を行う富山労働局と連携するとともに、障害者雇用推進員の活用や、障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介や見学会の開催等により、企業での雇用機会の拡大に努めます。
- ・ 富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。

- ・ 障害者一人ひとりに応じた就労と職場定着が進むよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用促進等を進めるとともに、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」の推進や職場適応訓練、障害の態様に応じた多様な職業訓練等、一般就労に向けた取組みを充実します。
- ・ 雇用、福祉、教育の連携による就労支援を強化するため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者及び特別支援学校等による就労支援のネットワークづくりを進めます。
- ・ 「富山県工賃向上支援計画」（第3期計画期間：平成27年度～平成29年度）に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、新たな就労分野の開拓など、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。また、障害者の多様な働き方を生み出すため、とやま地域共生型福祉推進特区において規模要件が緩和されている施設外での福祉的就労（地域共生型障害者就労支援事業）の拡大に努めます。
- ・ 県や市町村において「障害者優先調達法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めるとともに、「福祉の店」の営業、「ハーティとやま」等のイベント販売等により、製品の販路の確保、拡大に努めます。
- ・ 特別支援学校の生徒の社会的・職業的自立を積極的に推進するため、教育、労働、福祉、企業、保護者等からなるキャリア教育・就労支援ネットワーク会議を各特別支援学校で開催するとともに、高等特別支援学校に就労コーディネーターを配置するなど、職場開拓、就業体験、就職後のアフターケア等の充実に努めます。
- ・ 特別支援学校の生徒等の就労支援を推進するため、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、福祉施設、企業や富山型デイサービス事業所等との情報の共有化に努める等、一層の連携を図ります。

（3）相談支援体制の整備

- ・ 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。

- ・ 厚生センター、身体障害者更生相談所、知的障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制の充実や、地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。

(4) 市町村に対する支援体制の強化

- ・ 障害者総合支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。
- ・ 相談支援体制など広域的な取り組みが必要なものについて、必要な調整や助言を行います。
- ・ 市町村間のサービスに格差が生じないよう市町村間の連絡会等を開催し、情報共有化に努めます。
- ・ 障害者のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。

IV 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、平成29年度までの各年度及び平成29年度における市町村の見込むサービス量を確保するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、入所施設定員 名の減少を見込みます。

【必要入所定員総数】

(単位：人)

区 分	H25 A	第3期 計画値 (H26)	H26 実績見込 (H27.4)	H27	H28	H29 B	増減 (B-A)
指定障害者支援 施設入所定員	1,413	1,400	1,348				

[考え方] 入所者削減目標 (平成25年度比で△ 人、△ % (11 ページ参照)) を基に設定。入所定員の削減に対応し、地域における居住の場であるグループホーム等の基盤整備を促進。

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置

1 サービス提供にかかる人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

障害者総合支援法においては、サービス提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。

居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、同行援護従業者、行動援護従業者などの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めるとともに、介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう研修を実施します。

また、行動障害を有する者の特性に応じ、一貫性を持った支援を実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、関係機関との連携による専門分野別研修により、精神障害者や、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援の充実に取り組みます。

その他、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。

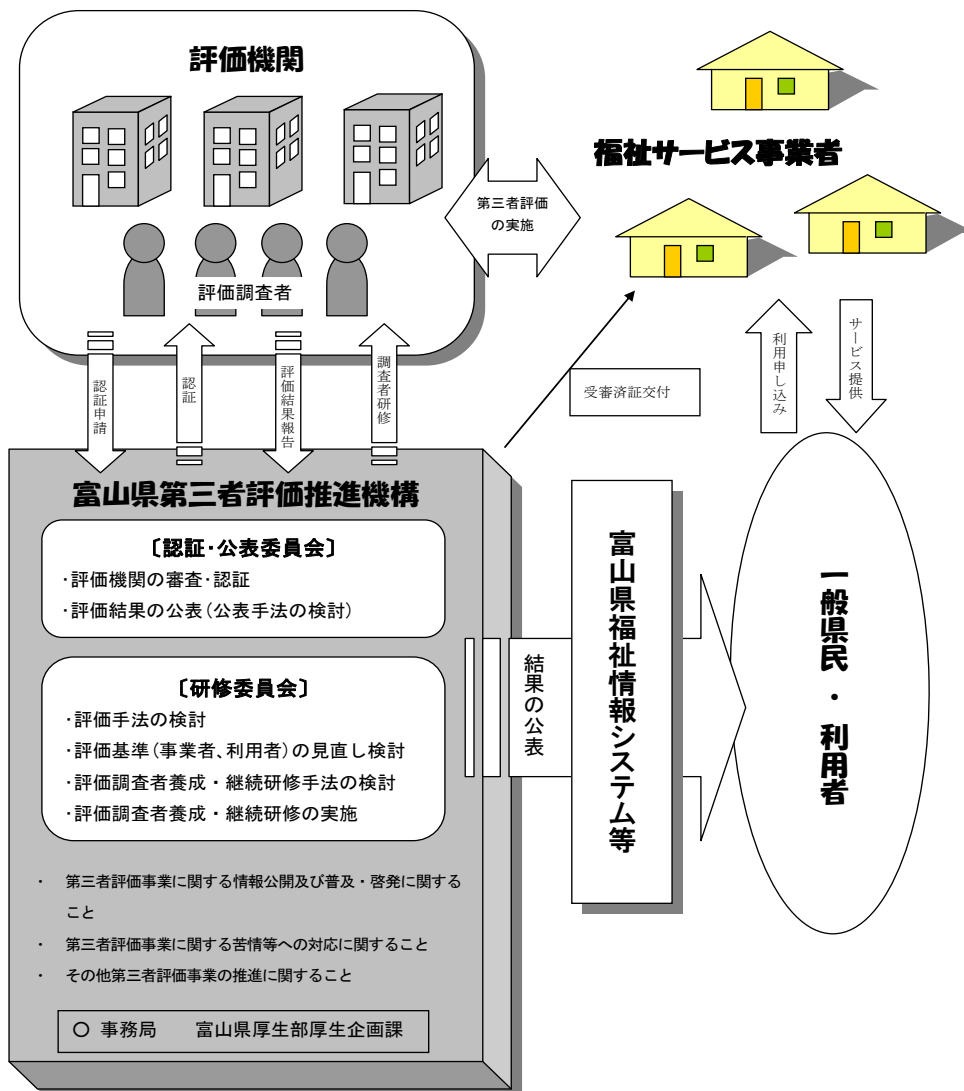
また、これらの研修を着実に実施するため、サービス管理責任者研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図ります。

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要なことです。この一つの手段として、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービス进行评估する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。

このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者を活用されるよう努めるとともに、その評価結果等の提供体制の充実を図ります。



3 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進

国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、近年、障害者基本法の改正（平成23年）をはじめ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成23年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成25年）などが相次いで行われました。

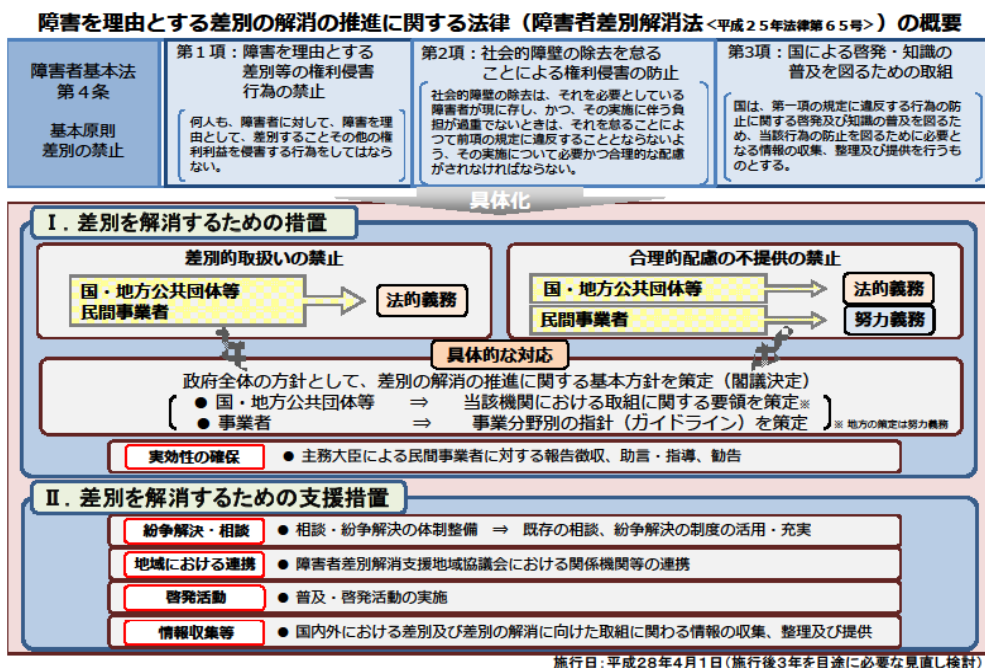
また、こうした動きを受け、県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」（平成28年4月施行）を制定したところです。

障害者の権利と尊厳を守るため、障害を理由とする差別の解消の推進や障害者に対する虐待の防止等に取り組むとともに、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度等の普及や適切な利用の促進に努めます。

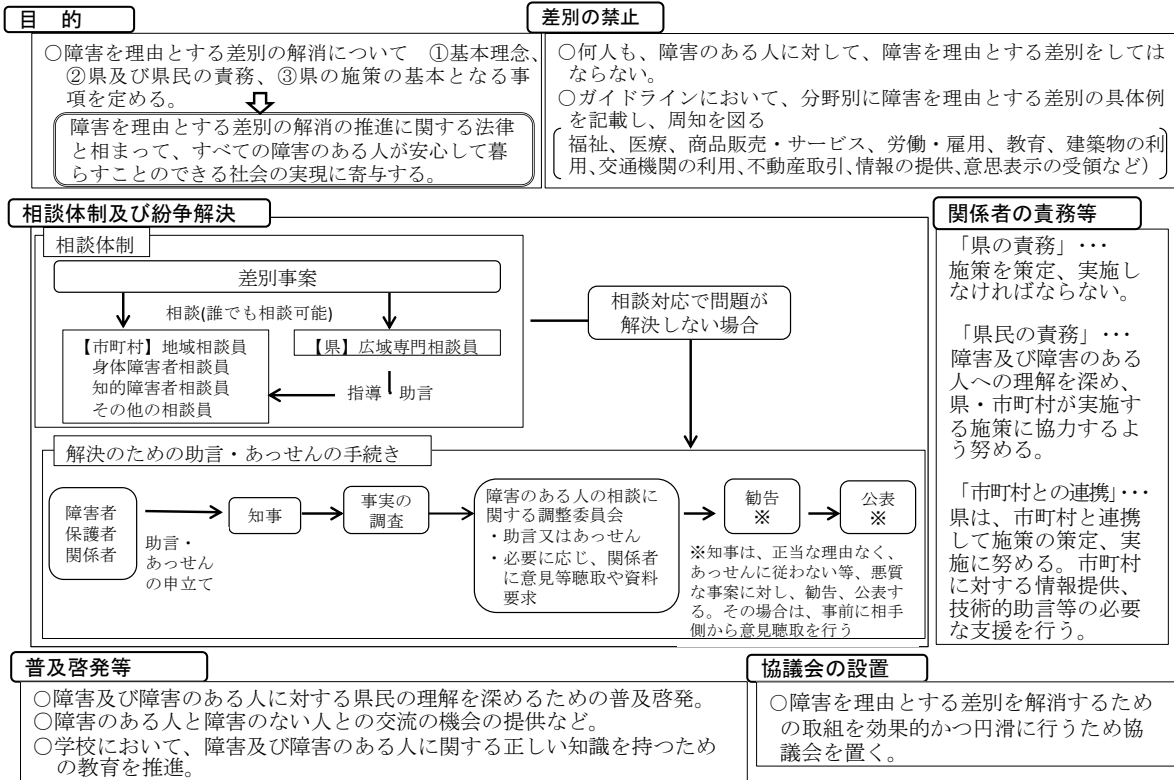
（1）障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法には、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が規定されました（平成28年4月施行）。

県では、国の基本方針に即した職員対応要領の策定や、県条例も踏まえた相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組み、障害者理解の促進と障害者への配慮の徹底を図ります。



「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例案」の概要



※○施行期日 平成28年4月1日(相談体制の整備や県民への周知等の準備期間をとるため)
○見直し規定 3年経過後の見直し規定を置く。

(2) 障害者等の権利擁護

障害者虐待防止法の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村(障害者虐待防止センター)をはじめ関係機関・団体等からなるネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。

なお、これらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。また、高齢者や児童虐待の防止に取り組む関係機関とも連携し、効果的な体制の構築に努めます。

また、障害者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。

障害者虐待防止法の概要（平成24年10月1日施行）

【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【虐待種別による通報スキーム】

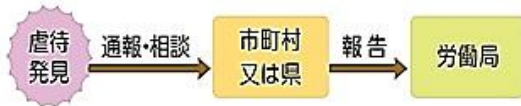
●養護者による虐待



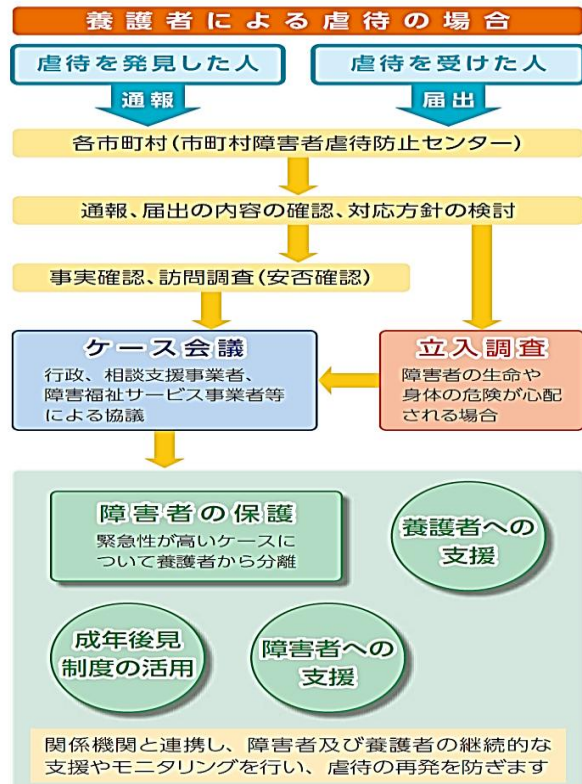
●障害者福祉施設従事者等による虐待



●使用者による虐待



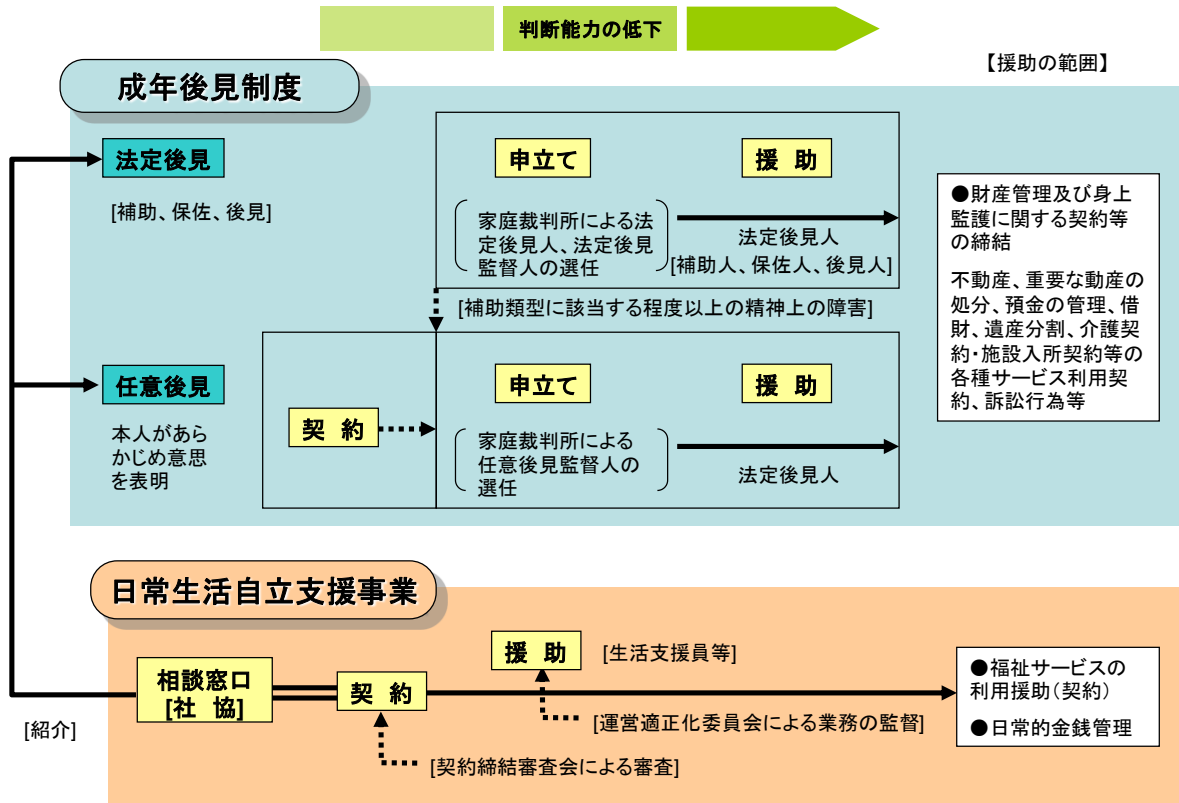
【通報・届出後の対応】



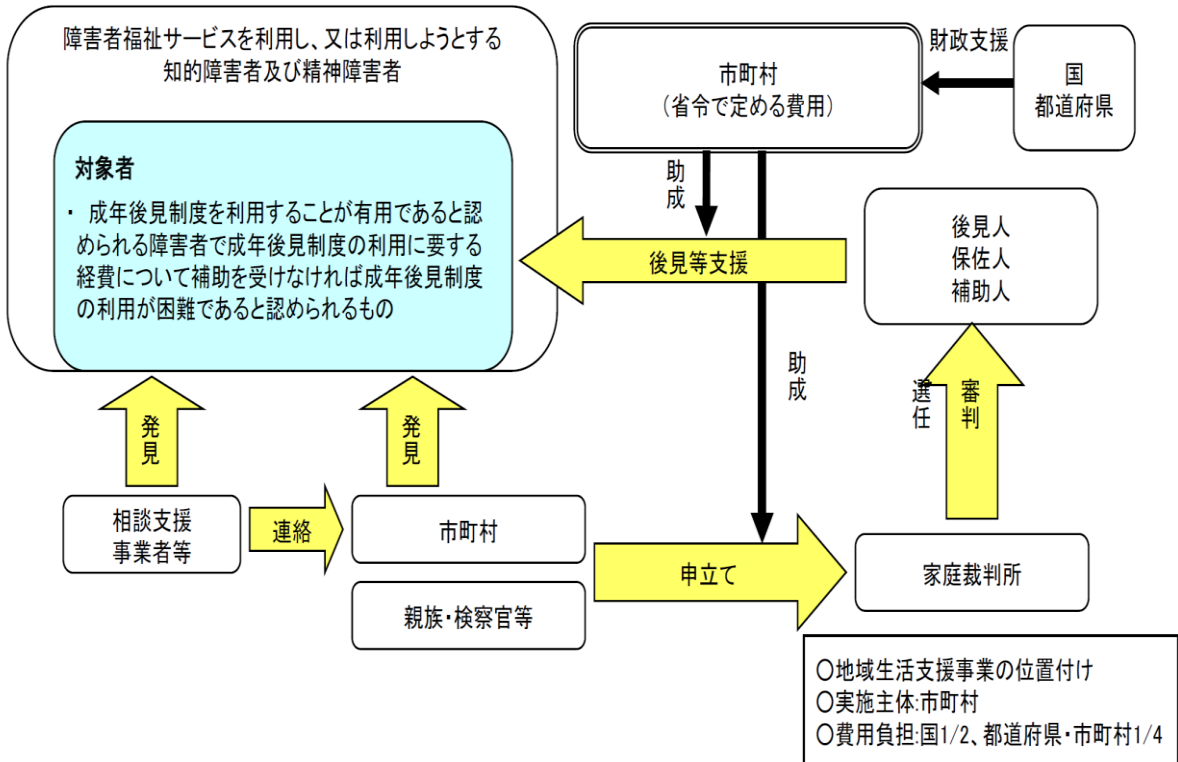
【障害者虐待の類型】

- ①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ②放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
- ③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ⑤経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

成年後見制度について



成年後見制度利用支援事業



VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

本県の地域生活支援事業では、成果目標の達成に資するよう、障害者のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、主に、専門性の高い相談事業や人材育成など広域的見地からの支援事業に取り組みます。

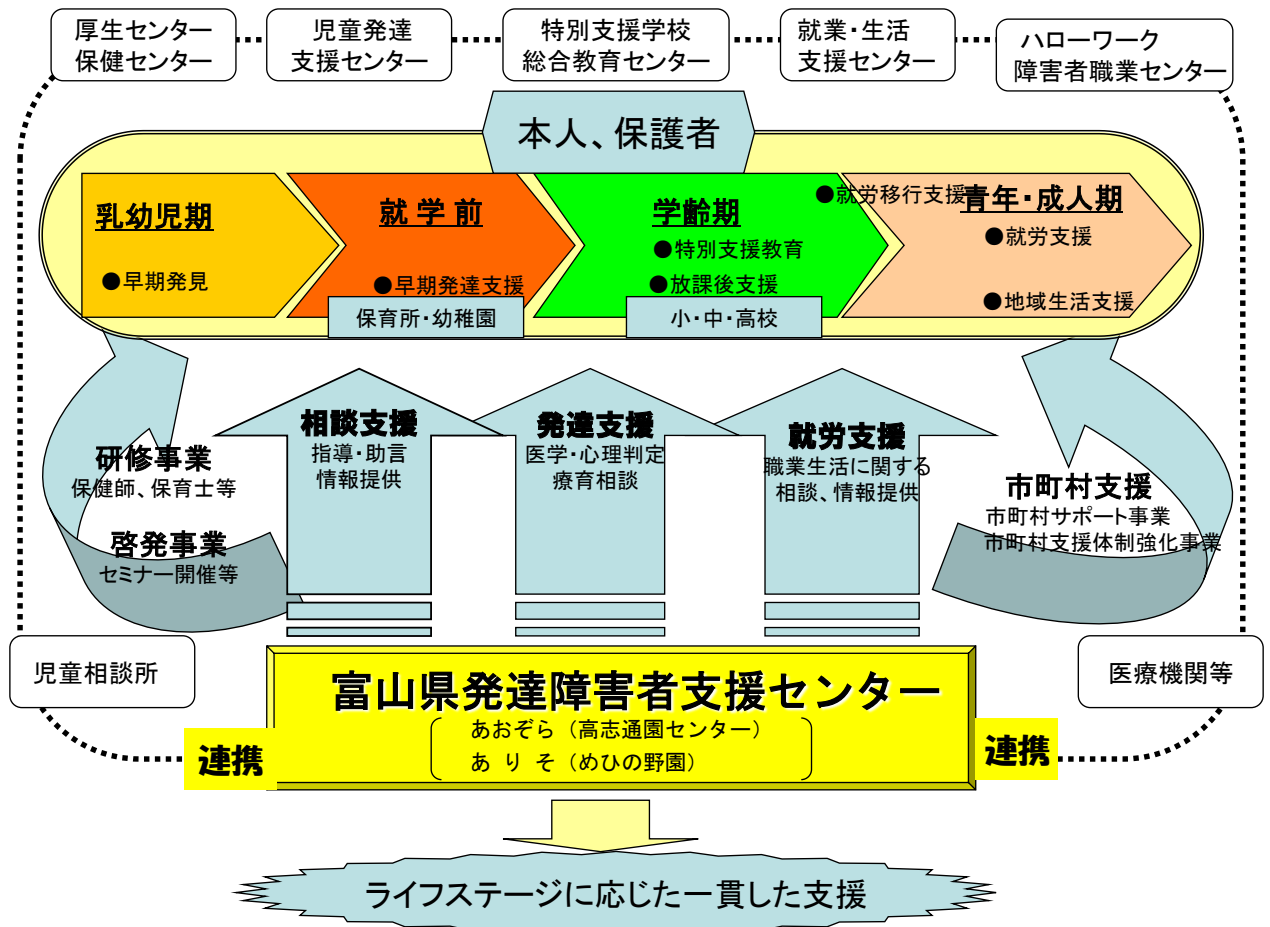
(単位：箇所、人)

事業名	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害者支援センター運営事業	2	1,154	2	1,225						
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	1	102	1	110						
③ 障害児等療育支援事業	9		9							
④ 障害者就業・生活支援センター	4	1,652	4	1,690						
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業										
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		33		35						
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		3		3						
(3) 広域的な支援事業										
県相談支援体制整備事業	2		2							

1 専門性の高い相談支援事業

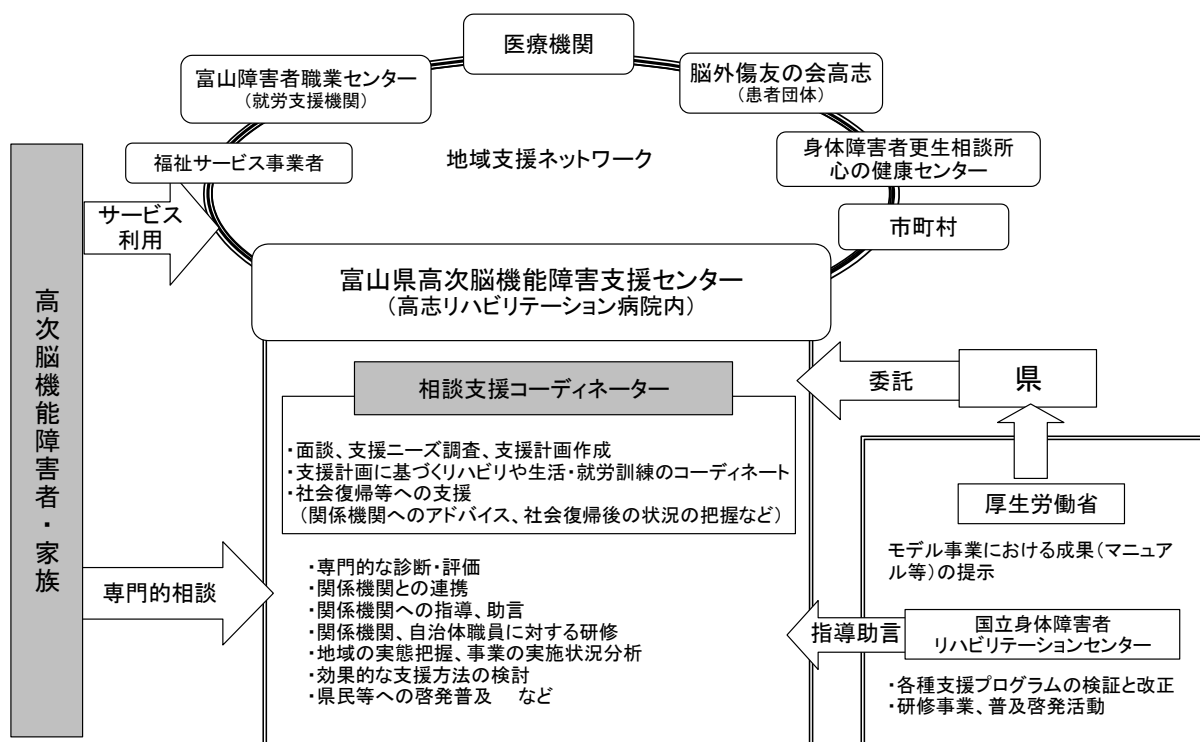
(1) 発達障害者支援センター運営事業

富山県発達障害者支援センター（平成15年7月開設）において、発達障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携を強化し、発達障害者やその家族に対する相談、就労などの総合的な支援を行います。



(2) 高次脳機能障害支援普及事業

富山県高次脳機能障害支援センター（平成19年1月開設）において、高次脳機能障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携体制を整備し、高次脳機能障害者やその家族等への相談、就労などの総合的な支援を行います。



(3) 障害児等療育支援事業

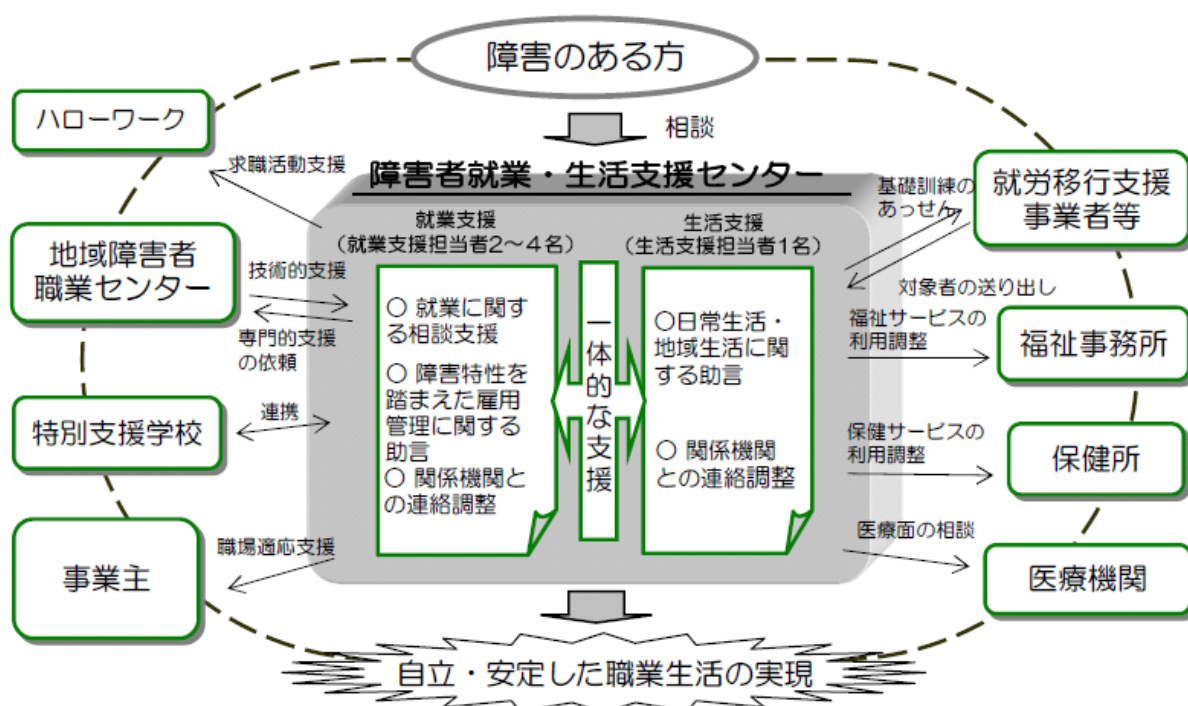
障害者施設や児童発達支援センターにおいて、在宅の重症心身障害児等の身近な地域における生活を支えるため、市町村と連携しながら、家庭訪問や外来による養育相談等の療育機能の充実を図ります。

事業名	圏域	実施施設	実施年月
療育拠点施設事業	全県	県高志通園センター	H9.1~H28.1
		富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	H28.1~
療育等支援施設事業	新川	新川むつみ園	H10.4~
		魚津市立つくし学園	H15.4~
	富山	四ツ葉園	H15.4~
		恵光学園	H15.4~
	高岡	かたかご苑	H11.4~
		高岡市きずな子ども発達支援センター	H19.4~
	砺波	溪明園	H14.4~
		砺波広域圏わらび学園	H15.4~

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害者の就労継続と地域における自立した生活を支援します。

雇用と福祉のネットワーク



区分	設置主体	設置場所	指定時期
富山圏域	(福)セーナー苑	セーナー苑 (富山市)	H14. 12
高岡圏域	(福)たかおか万葉福祉会	かたかご苑 (高岡市)	H16. 9
新川圏域	(福)新川むつみ園	新川むつみ園 (入善町)	H18. 3
砺波圏域	(福)溪明会	障がい者林 [®] -センターきらり (砺波市)	H20. 3

※ センターは障害種別に関わらず利用できます。

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することで、広域的な派遣を行います。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

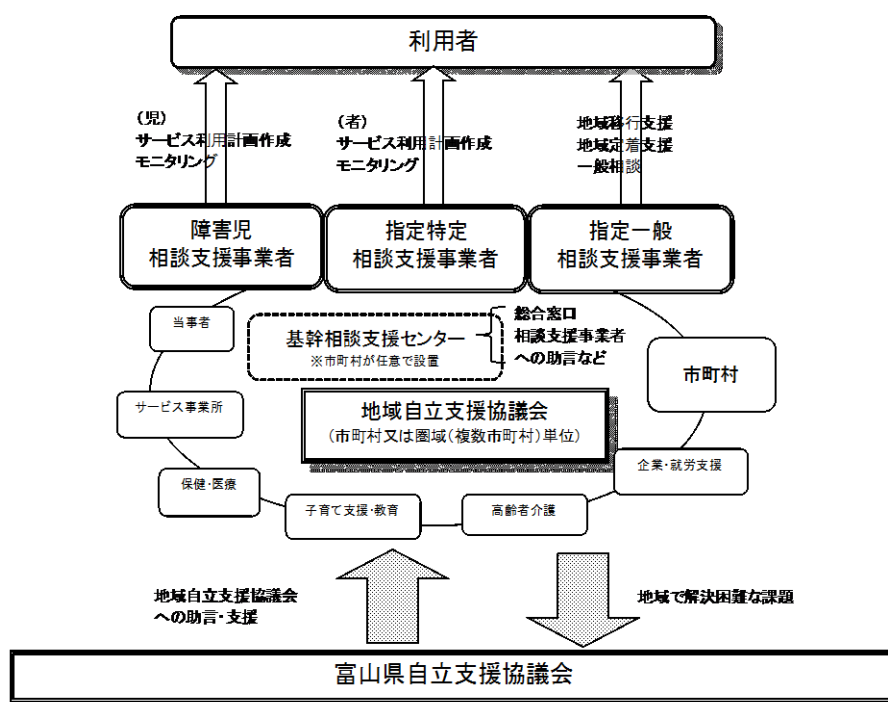
3 広域的な支援事業

(1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築

地域自立支援協議会（市町村又は圏域単位）を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

県は、広域的な立場から、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関で構成される「富山県障害者自立支援協議会」（平成20年6月設置）により、市町村の取り組みを支援しています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するため、市町村の取り組みを支援します。



< 地域自立支援協議会の状況 >

圏域	協議会名	構成市町村
新川	新川地域自立支援協議会	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
	富山市障害者自立支援協議会	富山市
高岡	射水市地域自立支援協議会	射水市
	高岡市障がい者自立支援協議会	高岡市
	氷見市地域自立支援協議会	氷見市
砺波	砺波地域障害者自立支援協議会	砺波市、小矢部市、南砺市

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

自立支援協議会精神部会、精神障害者地域共生支援事業検討会等を通じた、市町村の枠を超えた医療、福祉、行政機関等の連携により、精神障害者の自立した日常生活及び社会生活のための支援を行います。

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が自らの意向に即して充実した生活を送ることができるよう、ピア・フレンズを含めた精神障害者の地域生活移行・定着を支援する人材を育成し、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築します。

また、災害時等の緊急時においても専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備すること等により、専門的なケアを必要とするものに日常的な相談体制の強化、及び事故・災害等発生時の緊急支援体制の強化を図ります。

4 各種人材の養成

居宅介護や行動援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう居宅介護従事者等の養成研修を行います。また、障害者等の自立と社会参加が十分図られるよう手話通訳者やボランティア等の養成研修を行います。

事業名	25年度 まで	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度 まで
	(累計) 養成人数	養成見込人数	養成見込人数	養成見込人数	養成見込人数	(累計) 養成見込人数
①居宅介護従業者養成研修	432	25				
②同行援護従業者養成研修	346	75				
③強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業	-	50				
④強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業	-	-				
⑤登録手話通訳者養成研修	81	3				
⑥要約筆記者養成研修	6	7				
⑦盲ろう者通訳・介助員養成研修	58	6				
⑧パソコンボランティア養成研修	26	2				
⑨障害者スポーツ指導員養成研修	571	25				
⑩サービス管理者責任者養成研修	1,228	202				
⑪移動支援従業者養成研修	199	-				
⑫相談支援従事者養成研修	732	96				

※ 従前の「ガイドヘルパー養成研修」については、平成23年10月から、視覚障害者向けを②「同行援護従業者養成研修」、全身性障害者向けを⑪「移動支援従業者養成研修」に再編した。

5 その他

(1) 生活訓練事業

障害者等の生活の質的向上を図るため、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

○技能講習関係

点字講習会、IT関連講習会、無線教室

○機能訓練関係

歩行訓練講習会、会話講座、オストメイト社会適応訓練講習会、リハビリ教室、車椅子社会適応訓練講習会、音声機能障害者発声訓練講習会

○日常生活動作関係

家庭生活教室、健康教室、文化・教養教室、交通安全教室

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ指導者の養成等、環境整備を推進します。

また、障害者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康の維持、体力の増進を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者のスポーツ大会（陸上競技大会、水泳競技大会、卓球競技大会、フライングディスク競技大会等）、スポーツ教室等を開催します。

(3) 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の自立と社会参加を促進するため、各障害保健福祉圏域ごとに、写真、押絵等の芸術・文化教室や障害者作品展等を開催します。

VII 障害児支援のための計画的な基盤整備

1 児童福祉法に基づく障害児支援の体系

児童福祉法に基づく障害児支援は、市町村が実施する「障害児通所支援（児童発達支援等）」と、都道府県が実施する「障害児入所支援」に大別されます。

＜障害児通所支援＞

【実施主体：市町村】

事業種別	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与及び治療の提供
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与

施設種別	内容
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

＜障害児入所支援＞

【実施主体：都道府県】

施設種別	内容
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

2 本県における障害児支援の体制

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、教育・保健・医療・福祉・労働等各分野の連携のもと、一人ひとりのニーズや障害の特性に応じてきめ細かな支援を行い、乳幼児期から成人期まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

県では、乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談などを充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化して、障害児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。

また、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援基盤として、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」において、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。

○児童発達支援センター

施設名	運営主体	定員
(～H28.1) 県高志通園センター	(福) 富山県社会福祉総合センター	70
(H28.1～) 県リハビリテーション病院・こども支援センター		
富山市恵光学園	(福) 富山市桜谷福祉会	36
魚津市立つくし学園	(福) 魚津市社会福祉協議会	20
砺波広域圏わらび学園	(福) わらび学園	30
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市	50

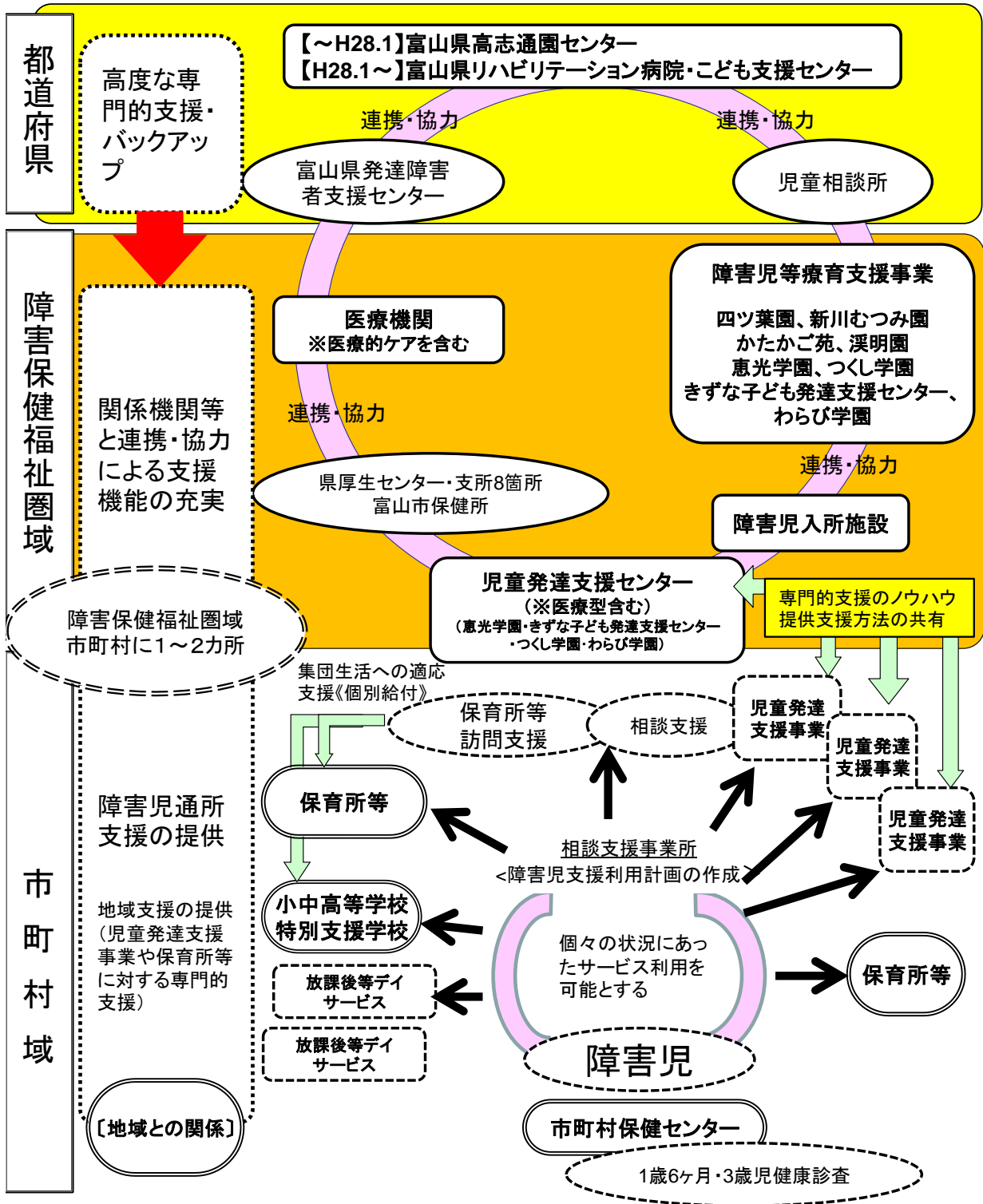
○障害児入所施設（福祉型）

施設名	運営主体	定員
県立黒部学園	富山県	50
県立砺波学園	富山県	50

○障害児入所施設（医療型）

施設名	運営主体	定員
(～H28.1) 県立高志学園	富山県	72
(H28.1～) 県リハビリテーション病院・こども支援センター		
あゆみの郷	(福) 秀愛会	57
富山病院	独立行政法人国立病院機構	160
北陸病院	独立行政法人国立病院機構	40

富山県における地域療育体制図



3 障害児支援の種別ごとの必要な量の見込み

障害児通所支援、障害児相談支援については、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。障害児入所支援については、県において必要量を見込んでいます。

① 障害児通所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		26 年度 (実績見込)	27 年度	28 年度	29 年度
	利用児童数	人				
福祉型児童発達支援	利用児童数	人	533			
	利用量	人日分	3,683			
医療型児童発達支援	利用児童数	人	32			
	利用量	人日分	349			
放課後等デイサービス	利用児童数	人	476			
	利用量	人日分	4,603			
保育所等訪問支援	利用児童数	人	23			
	利用量	人日分	47			

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

② 障害児入所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		26 年度 (実績見込)	27 年度	28 年度	29 年度
	利用児童数	人				
福祉型児童入所支援	利用児童数	人	63			
医療型児童入所支援	利用児童数	人	55			

③ 障害児相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		26 年度 (実績見込)	27 年度	28 年度	29 年度
	利用児童数	人				
障害児相談支援	利用児童数	人	212			

VIII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

県の関係部局や各市町村、富山労働局をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組みます。

また、成果目標の達成状況については年1回、活動指標については年2回実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を検討します。また、その際には県障害者施策推進協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、その内容について、ホームページ等への掲載による情報提供に努めます。

IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等

(市町村障害福祉計画の内容を踏まえ、圏域ごとの各成果目標及びサービス見込量、及びこれを確保するための基盤整備計画等を記載)